



適時開示体制概要書
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成21年5月1日

会社名 アルプス電気株式会社
(コード番号 6770 東証第1部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、株主・投資家の皆様へ適時適切な会社情報を提供するため、適時開示規則を遵守し、以下の体制で臨んでいます。

1. 適時開示の担当部署

- ・適時開示における情報取扱責任者を取締役管理本部長とし、適時開示規則への照会をCSR部コーポレート・コミュニケーショングループ IRチームが担当しています。
- ・子会社を含め社内外で発生した会社情報は、管理本部（経営企画・人事・経理・財務・法務・CSR（広報、IRを含む））が主管部署より事実の収集と共有化を図っています。
- ・決算に関する会社情報は、適時に経理部より本決算および中間決算の経過と確定について取締役会に報告されています。

2. 適時開示に係る社内体制

- ・取締役会において審議される会社情報は、取締役管理本部長がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。
- ・社内外で発生した会社情報は、取締役管理本部長および情報発生元の取締役（若しくは責任者）による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。
- ・決算情報は、取締役会への報告あるいは代表取締役への確認を経て、適時開示規則に準じて開示します。

なお、これら会社情報は、外部開示と同期に全ての取締役、監査役および連結対象会社の責任者等へ電子メールにより報告されており、また、当社ホームページおよび社内イントラネットでも速やかに公開すべく対応しています。

3. 社内体制のチェック機能

- ・当社は、監査役制度を採用しており、監査役は取締役会に出席するとともに、内外関係会社も含めた監査を実施しております。また、内部監査室を設置し、当社および内外関係会社にわたり業務の妥当性と効率性の観点から内部監査を実施して、その結果を取締役に報告させるとともに業務改善も図っています。
- ・コンプライアンス体制強化の一環として平成15年度にコンプライアンス憲章の制定および基本規定等の整備をおこない、専任組織としてコンプライアンス室を設置し、活動してい

ます。

- 平成16年10月に発足したRC(リスクマネージメント・アンド・コンプライアンス)委員会から発展したCSR委員会において、危機管理や情報管理が適切に行われているかなどを検証するとともに、併せて内部監査室内に内部統制機能を組織化し、内部統制の充実に努めています。なお、本年4月より、CSR委員会として行ってきた機能につきましては、CSR部の新設とともに定常業務として機能移管しています。

以上

会社情報の適時開示に係る社内体制

